

「税」を身近に感じていただけるような情報をお届けしていきたいと思います！

消費税、二ケタ時代へ！—乗り越えるポイントは控除を増やすこと

消費税は今年の4月1日からは8%、来年10月からは10%、いよいよ二ケタ時代の到来です。

みなさんが自分の会社(事業)に資金を確保するためには、本当は今までの商品の価格に消費税をキチンと上乗せしなければなりません。それが出来ないと消費税の納税のときに資金不足に！

でも売上に消費税を上乗せすることは、取引関係上そんなに簡単なことではありませんね。この点が、事業者のみなさんが消費税増税を恐怖に感じる原因のひとつです。

赤字でも消費税を納める？

所得税、法人税はゼロなのに、消費税を納税しなければならない場合があります。どのような場合にこうになってしまうのか…、消費税の「クセ」を理解すれば対策を立てられるかも。

消費税は、所得税、法人税とは計算方法が異なります。消費税は基本的には、売上に乗せる形で受け取った(預かった)消費税から、支払った消費税をマイナスすることで計算します。但し、消費税は課税されないものがあつたり、資産に係る消費税は購入時点で控除できたりもします。これが決算書の利益と消費税の納税額が連動し

ない一番の原因です。

* 消費税の計算式 *
預かった消費税－支払った消費税＝税務署に納める消費税

消費税節税のポイントは、消費税がかかっていない経費を知ること

ご存知の通り、消費税は課税されていないものがあります。

例えば、社員の給料(給与・賞与・退職金)と法定福利費・保険料・租税公課・一定の会費には、消費税は課税されていません。

ここがポイントです。

会社では経費として支払っていて、実際にお金が出ていますが、消費税が課税されていないので、消費税の計算上は控除されない(支払った消費税として引き算ができない)のです。

ちなみに、収入になるものの中でも受取利息や受取配当金、土地の売却代金、受取保険金等には消費税はかかっていません。

仕入税額控除を増やす！

経費の中で大きな割合を占めるのが、人件費。でも、給与は上記のように、消費税では控除対象外(引き算ができない)です。ところが、外注費は控除対象。消費税法の仕組みだけを考えれば、スタッフは雇用するよりも、出来るだけ外注したほうが有利になります。ちなみに、一つの例ですが、経理事務を会計事務所に外注した場合でも、消費税は控除(税務署に納める消費税から引き算できる)されます。

相続・贈与特集

関与先の関心が高い相続、贈与について連載していきます。第一回は、「遺言の勧め」です。

1. 夫に遺言を書いてもらおう

平均寿命を考えると、確率的に夫が妻より先に亡くなります。夫が亡くなると妻(配偶者)は最大の相続人。しかし、当事務所がお手伝いしている事案でも、円滑に遺産を相続できない例がしばしば発生しています。

例えば、子供がいなければ義理の両親や兄弟など夫の親族と遺産分割協議をしなければいけません。子供がいても協議はもめかねません。そうした際に妻を守るのが夫の遺言書です。遺言書を作成するためには次の準備が必要です。必要に応じて専門家の力を借りてもよいでしょう。

- ①財産の一覧表を作ってもら
- ②戸籍謄本を集めてもら
- ③現時点で考えている財産の分割方法を紙に書いてもら
- ④遺言書を作る

続きは次号で。

税理士をもっと身近に

どんなときに税理士を使うの？ 税理士ってなにをしているの？ 税理士って税務署のひとつなの？ こんな疑問にお答えします。

■ 税務代理

複雑な税金について、税務署からの問い合わせに答えたり、確定申告を行ったり、税務調査の対応をしたり、などを納税者であるみなさんの代理人として対応する仕事です。

少し難しい言葉ですが、日本は「申告納税制度」の国。つまり、税金のことは**自分で**計算して申告する、税務署の役割はそれが正しく行われているかをチェックすること。だから、税金を多く払ってしまっても原則として誰も教えてはくれませんが、税務署から脱税?!なんて疑われたら**自分で**疑いを晴らす必要があります。

ですから、税に詳しい税理士を代理人にして、税の計算をしてもらったり、自分の代わりに税務署に説明してもらったり、という職業が必要なわけです。

■ こんな時は税理士へ

- 例えば、
- ・事業を始めたい、会社を設立したい…
 - ・税務署からお尋ねがあった…
 - ・法人を作って節税したい…
 - ・今まで自分で確定申告をしてきたが、難しいし、時間もない…
 - ・相続税、贈与税が心配、親から不動産や現金の贈与を受ける話がある…
 - ・消費税の納税義務があるかどうかわからない…
 - ・融資を受けたいが、銀行から試算表が必要と言われた…
 - ・相続でもめている(もめそう)…

税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります(税理士法38条、54条)。安心してご相談ください。

■ 税理士と税務署の関係

法律によって、税理士は税務署から独立しています。もちろん公務員でもありません。確定申告期間に税務署の職員といっしょに税務支援をしたりするので、「税理士は税務署のひとつ?」、こんな印象を持たれるのでしょうか。税理士は税務署の意見の代弁者ではなく、税法に従って**納税者の権利を守る**ひとです。

ちなみに、小規模な納税者の中には税理士報酬を支払うことが困難なケースがあります。このような場合でも、確定申告の際に税理士の支援が受けられるよう、税理士の義務として税務支援に関する規定を設けています。これが税務支援です。

自分の関与先の確定申告の傍ら、睡眠時間を削って? ボランティアをしている税理士を、申告会場では温かい目で見てあげてくださいね(笑)。

■ 社会貢献

わたなべ税理士事務所では、上記の税務支援のほかに、租税教育(本部小学校、屋我地中学校、名護高校等で先生しました!)、裁判所の民事・家事調停委員への就任(現在、民事調停委員、近日中に家事調停委員もお引き受けする予定です)、社会福祉法人の監査、政治資金監査等、社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。



平成 26 年 1 月～3 月の税務

◆ 平成 26 年 1 月の税務 ◆

【国税】

- ・源泉所得税の納期対象者は 20 日が半年分の納付期限
- ・支払調書の作成提出(31 日)
- ・源泉徴収票等の交付、給与所得者の扶養控除等の申告書提出(本年最初の給与支払日の前日まで)

【地方税】

- ・給与支払報告書の提出(31 日)
- ・固定資産税の償却資産に関する申告(31 日)

◆ 平成 26 年 3 月の税務 ◆

【国税】

- ・25 年分の所得税確定申告、損失申告、確定申告税額の延納の申請、個人の青色申告承認申請、24 年分の所得税の更正の請求、贈与税の申告
- ・個人事業者の 25 年分消費税の確定申告

【地方税】

- ・25 年分個人住民税・事業税・事業所税の申告



ツワブキ[1 月]



植えた覚えもないのに、庭にいつのまにか生えていたツワブキの花が咲き始めました。和名のツワブキは「つやのあるフキのような葉」から来ているそう。方言名の「ちいばっぱ」の由来は为什么呢。かわいくてこちらの方が親しみがわきます。(N.H.)

わたなべ税理士事務所

沖縄県名護市宮里 1-28-11
TEL:0980-43-0901
FAX:0980-43-0902

営業:9 時～19 時(水 9～12 時)
日曜祝定休

URL: tax-okinawa.com

発行:2014 年 1 月 1 日 vol.01